

第 1 1 6 号議案

足立区老人会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区老人会館条例の一部を改正する条例

足立区老人会館条例（昭和 5 3 年足立区条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区悠々会館条例

第 1 条中「足立区老人会館（以下「老人会館」を「足立区悠々会館（以下「悠々会館」に、「老人の」を「高齢者の」に改める。

第 2 条中「老人会館の」を「悠々会館の」に改め、同条の表名称の項中「足立区老人会館」を「足立区悠々会館」に改める。

第 3 条各号列記以外の部分及び第 1 号中「老人会館」を「悠々会館」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「老人」を「高齢者」に改め、同条第 4 号中「前各号」を「前 3 号」に改める。

第 4 条中「老人会館」を「悠々会館」に改め、同条ただし書中「各号」の次に「のいずれか」を加え、同条第 1 号中「老人クラブ等」を「高齢者のクラブ等」に改め、同条第 2 号中「老人」を「高齢者」に改める。

第 5 条中「老人会館」を「悠々会館」に改める。

第 6 条第 1 項中「老人会館」を「悠々会館」に改め、同条第 2 項中「一」を「いずれか」に改め、同項第 1 号中「老人」を「高齢者」に改める。

第 8 条中「一」を「いずれか」に改め、同条第 3 号中「前各号」を「前 2 号」に改める。

第 9 条中「老人会館」を「悠々会館」に、「き損し」を「毀損し」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

老人会館の名称を変更するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。